

令和2年3月30日

山崎製パン株式会社に対する食品表示法に基づく指示について

消費者庁は、本日、山崎製パン株式会社（以下「山崎製パン」といいます。）に対し、山崎製パン札幌工場で製造し、山崎製パンを表示責任者として販売する食パン（商品名「バター香るもちりとした食パン」ほか4商品）について、食品表示法第4条第1項に規定する食品表示基準（以下「基準」といいます。）に違反する表示を行っていたことから、同法第6条第1項の規定に基づく指示を行いました。

1 指示を行った食品関連事業者の概要

名 称 山崎製パン株式会社（法人番号 4010001008806）
所 在 地 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
代 表 者 代表取締役 飯島 延浩
設立年月 昭和23年6月
資 本 金 110億1414万3000円（令和2年3月現在）

2 指示の概要

(1) 対象商品

山崎製パンを製造者と表示して販売する別表「商品名」欄記載の食パンの各商品

(2) 対象表示

ア 表示媒体

容器包装

イ 表示期間

別表「販売期間」欄記載の期間

ウ 表示内容

別表「不適正表示の内容」欄記載の表示

(3) 法令の適用

別表「法令の適用」欄記載の規定に違反

(4) 指示の内容等

ア 製造又は販売している全ての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品については、速やかに、基準に従って適正な表示に是正した上で販売すること。

イ 製造又は販売した食品の一部について、基準で定められた遵守事項が遵守さ

れていなかった主たる原因として、消費者に対し正しい表示を行うという意識及び食品表示に関する認識の欠如並びに表示内容の確認及びその管理体制の不備があると考えざるを得ないことから、これらを含めた原因の究明及び分析を徹底すること。

ウ イの結果を踏まえ、食品表示に関する責任の所在を明確にし、社内における品質表示のチェック体制の強化、拡充等の再発防止対策を実施するとともに、当該対策によるチェック体制等が有効に機能していることを定期的に検証し、必要な改善を行うこと。これにより、今後、製造又は販売する食品について、基準に違反する表示を行わないこと。

エ 役員及び従業員に対して、食品表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。

オ アからエまでに基づいて講じた措置について、令和2年4月30日までに文書をもって消費者庁長官に報告すること。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課食品表示対策室

電 話：03（3507）9144

ホームページ：<https://www.caa.go.jp/>

商品名	不適正表示の内容	法令の適用	販売期間	販売数量
バター香るもっちりとした食パン (3枚切り、5枚切り、6枚切り)	<ul style="list-style-type: none"> 原材料名欄に、原材料にもち米粉、バター、植物油及び醸造酢を使用していないにもかかわらず、当該各原材料名を表示するとともに、容器包装に「バター香る」と表示することにより、あたかも原材料にバターを使用しているかのように示す表示 栄養成分の量及び熱量について、使用された原材料等から得られた値又は推定値を表示せず、これと異なる値又は推定値を表示 	食品表示基準 <ul style="list-style-type: none"> 第3条(横断的義務表示)第1項の表の「栄養成分の量及び熱量」の項の規定 第9条(表示禁止事項)第1項第1号の規定(優良誤認) 	平成30年11月18日から令和元年10月16日までの間	179,328袋
味わいの食パン (6枚切り)	<ul style="list-style-type: none"> 原材料名欄に、原材料に発酵種を使用しているにもかかわらず、当該原材料名の不表示 栄養成分の量及び熱量について、使用された原材料等から得られた値又は推定値を表示せず、これと異なる値又は推定値を表示 	食品表示基準 <ul style="list-style-type: none"> 第3条(横断的義務表示)第1項の表の「原材料名」の項の規定、「栄養成分の量及び熱量」の項の規定 	遅くとも平成30年1月から令和元年10月16日までの間	少なくとも1,022,400袋
朝の笑顔 (6枚切り)	<ul style="list-style-type: none"> 原材料名欄に、原材料に発酵種を使用しているにもかかわらず、当該原材料名の不表示 栄養成分の量及び熱量について、使用された原材料等から得られた値又は推定値を表示せず、これと異なる値又は推定値を表示 		遅くとも平成30年1月から令和元年10月16日までの間	少なくとも201,519袋
恵みの朝 (6枚切り)	<ul style="list-style-type: none"> 原材料名欄に、原材料に占めるマーガリンの重量の割合がパン酵母より高いにもかかわらず、「パン酵母、マーガリン」と事実と異なる重量順で表示 栄養成分の量及び熱量について、使用された原材料等から得られた値又は推定値を表示せず、これと異なる値又は推定値を表示 		遅くとも平成30年1月から令和元年10月16日までの間	少なくとも1,906,072袋
こむぎのかおり山型 (5枚切り)	<ul style="list-style-type: none"> 原材料名欄に、原材料にバター及び発酵種を使用しているにもかかわらず、当該各原材料名の不表示 原材料名欄に、原材料に占めるパン酵母の重量の割合がマーガリンより高いにもかかわらず、「マーガリン、パン酵母」と事実と異なる重量順で表示 栄養成分の量及び熱量について、使用された原材料等から得られた値又は推定値を表示せず、これと異なる値又は推定値を表示 		平成31年3月31日から令和元年10月16日までの間	293,034袋

(参考)

○食品表示法（平成25年法律第70号）（抜粋）

（食品表示基準の策定等）

第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

一 名称、アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

2～6 〔略〕

（食品表示基準の遵守）

第五条 食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。

（指示等）

第六条 食品表示基準に定められた第四条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）が表示されていない食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第一項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあっては、内閣総理大臣）は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2～8 〔略〕

（公表）

第七条 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前条の規定による指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

○食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）（抜粋）

（横断的義務表示）

第三条 食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品（業務用加工食品を除く。以下この節において「一般用加工食品」という。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。第六条及び第七条において同じ。）には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。ただし、別表第四の上欄に掲げる食品にあっては、同表の中欄に掲げる表示事項については、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

<p>原材料名</p>	<p>1 使用した原材料を次に定めるところにより表示する。 一 原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。 二・三 [略] 2・3 [略]</p>
<p>栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。)の量及び熱量</p>	<p>1 栄養成分の量及び熱量は、次に定める方法により、当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位(以下この項において「食品単位」という。)当たりの量を表示する(特定保健用食品及び機能性表示食品について表示する場合を除く。)。この場合において、当該食品単位が一食分である場合にあっては、当該一食分の量を併記する。 一 たんぱく質、脂質、炭水化物の量及び熱量にあっては当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により、ナトリウムの量にあっては食塩相当量(ナトリウムの量に二・五四を乗じたものをいう。以下同じ。)の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。 二 一の一定の値又は下限値及び上限値は、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる単位(食塩相当量にあってはグラム)を明記して表示する。 三 一の一定の値又は下限値及び上限値は、当該一定の値にあっては、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得られた値が当該一定の値を基準とした同表の第四欄に掲げる許容差の範囲内にある値、当該下限値及び上限値にあっては、同表の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得られた値が当該下限値及び上限値の範囲内でなければならない。ただし、当該一定の値にあっては、同表の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得られた当該食品百グラム当たりの当該栄養成分の量又は熱量(清涼飲料水その他の一般に飲用に供する液状の食品にあっては、当該食品百ミリリットル当たりの当該栄養成分の量又は熱量)が同表の第五欄に掲げる量に満たない場合は、○と表示することができる。 2 次に掲げる要件の全てに該当する場合(特別用途食品(特定保健用食品を除く。))を除く。)には、1の三の規定にかかわらず、1の一の一定の値にあっては、原材料における栄養成分の量から算出して得られた値、当該食品と同様の組成と考えられるものを分析して得られた値その他の合理的な推定により得られた値を表示することができる。ただし、第七条の規定に基づく栄養成分の機能の表示、栄養成分の補給ができる旨の表示、栄養成分若しくは熱量の適切な摂取ができる旨の表示、糖類を添加していない旨の表示又はナトリウム塩を添加していない旨の表示をする場合は、この限りでない。 一 表示された値が別表第九の第一欄の区分に応じた同表の第三欄に掲げる方法によって得られた値とは一致しない可能性があることを示す表示をすること。 二 表示された値の設定の根拠資料を保管すること。</p>

2・3 〔略〕

(表示禁止事項)

第九条 食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

一 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語

二～十三 〔略〕

2 〔略〕